

柳井地区広域消防組合からのお知らせ

林野火災注意報・警報の運用開始について

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・林野火災警報」の運用が始まります。

林野火災注意報・警報は（1月1日～5月31日）限定で運用されます。

林野火災注意報・警報とは

注意報： 乾燥などで火災の危険が高まったときに発令

警 報： 注意報の条件に加え、強風注意報が出たときに発令

いずれも「林野火災の予防」を目的としています。

火の使用の制限

注意報・警報が発令された場合、柳井市・周防大島町・上関町・平生町では次の行為が制限されます。

- 1.山林や原野で火入れをしない
- 2.煙火を消費しない
- 3.屋外で火遊びやたき火をしない
- 4.可燃物の近くで喫煙しない
- 5.たばこの吸殻や取灰または火粉を始末すること

警報発令中に決まりを守らないと、30万円以下の罰金や拘留になることがあります。安心して過ごせるよう、ぜひご理解とご協力をお願いします。

発令の基準

注意報

- 前3日間の降水量が1mm以下 + 前30日間の降水量が30mm以下
- 前3日間の降水量が1mm以下 + 乾燥注意報が発表されている
※降水が見込まれる場合や積雪がある場合は除外

警報

- 注意報の条件に加え、強風注意報（海上を除く）が発表された場合

お知らせの方法

- 消防車両による巡回広報
- 各市町の防災メールで配信



住民の皆さんへ

林野火災は一度発生すると大規模になりやすく、地域の安全を脅かします。「火の取り扱いに注意する」ことが、私たちの暮らしを守る第一歩です。

お問い合わせ

柳井地区広域消防組合 電話：0820-22-0040